



【全10項目】

作業所3則～高所作業～

- 1.2m以上の場所ではフルハーネス型安全帯を使用すること
- 2.高齢者、高血圧者、年少者、未熟練工は高所作業禁止
- 3.高所では身を乗り出したり、手摺・中桟への足掛けは禁止

作業所3則～一人作業～

- 1.休憩時間、残業時間帯での一人作業は禁止
- 2.重大災害懸念エリアでの一人作業は禁止
- 3.高齢者、高血圧者、年少者未熟練工は一人作業は禁止

作業所3則～仮設台車～

- 1.仮置き時はストッパーで2か所以上固定すること
- 2.積み荷が4m以上の場合は台車を2台使用すること
- 3.積み荷が不安定な場合は、転倒防止措置を行うこと

作業所3則～立馬作業～

- 1.作業前に点検を行い、不備が無いことを確認すること
- 2.手掛かり棒、感知バーを必ず使用すること
- 3.資材を持ったまま昇降しないこと

【PR】

- ・朝礼看板に設置し作業員全員へ『見える化』
- ・毎日朝礼時に全員で唱和し、声に出す事により一人一人の安全意識の向上